

## 研究費の不正使用防止対応責任分担表

役 職 名	会 計 規 則 等	ガイドラインに基づく責任分担	備 考
学 長	統 括	最高管理責任者	
理事(総務・財務・施設担当)		統括管理責任者	
部 局 長	予算責任者	コンプライアンス推進責任者	
事 務 局 長	予算責任者 経理責任者 契約権限は政府調達以上		
教 職 員	財 務 部 長 研究・連携推進部長	分任経理責任者 契約権限は1,000万円以上政府調達適用金額未満	
	経 理 課 長 施設管理課長 図書情報課長	分任経理責任者 契約権限は150万円以上1,000万円未満 経理責任者の補助者(検査)	「検査」とは、品質、性能等の確認をいう。
	経理課長代理 施設管理課長代理	経理責任者の補助者(検査)	
	契約担当係長 企画係長 図書資料担当係長	分任経理責任者 契約権限は150万円未満	
	契約担当係員 工営、機械、電気係長 図書資料担当係員	経理責任者の補助者(検査)	
	教員、各係長等	予算管理者(発注・検査) 契約権限は100万円未満	
	納品検収センター所属職員	検収担当者(検収)	

(注)

- ・経理責任者は、契約権限を有する者である。
- ・分任経理責任者は、経理責任者の契約事務の一部を処理するものである。
- ・予算管理者とは、部局の長から予算配分を受け予算を管理している者(教職員(非常勤を含む)等)並びに他機関等から資金の交付を受け予算を管理している者である。
- ・予算管理者が発注した契約に基づく検収は、納品検収センター所属の検収担当者が行う。
- ・経理責任者(分任を含む)が発注した契約に基づく検収は、性能等の検査と併せて検査職員が行う。